

意見募集案件	<p>子ども・子育て支援法等の施行に伴う条例の制定について</p> <p>(仮称)北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>(仮称)北広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>(仮称)北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>
担当課	<p>保健福祉部児童家庭課</p> <p>電話 011-372-3311 内 801</p>

意見募集期間	平成 26 年 7 月 1 日(火)から平成 26 年 7 月 31 日(木)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	<p>市役所児童家庭課及び各出張所</p> <p>北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、東記念館、図書館、</p> <p>大曲ふれあい学習センター(夢プラザ)</p> <p>市ホームページ、広報北広島 7 月 1 日号(概要のみ)</p>
意見の提出方法・ 提出先	<p>・書面(様式自由)による提出</p> <p>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか</p> <p>・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>保健福祉部児童家庭課</p> <p>郵便番号 061-1192 (住所不要)</p> <p>電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-373-6805</p> <p>電子メールアドレス: jidou@city.kitahiroshima.hokkaido.jp</p>
検討結果の公表予 定時期	<p>市ホームページにて平成 26 年 9 月頃公表予定</p> <p>検討を終えたときは意見の概要・意見に対する市の考え、案を修正したときはその内容を公表します。</p>
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>平成 24 年 8 月 22 日に「子ども・子育て支援法」(平成 24 年法律第 65 号)、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成 24 年法律第 66 号)及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 24 年法律第 67 号)が公布され、また、平成 26 年 4 月 30 日に「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)及び「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)が公布されました。これに伴い、これまで法令で規定されていた基準及び新たな事業に関する基準について、市町村が地域の実情に応じて条例で定めることとされました。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>各省令に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所、学童クラブ、家庭的保育事業等の設置・運営についての最低基準を定めるものです。</p>

	<p>(3) その案の根拠となる法令等</p> <p>子ども・子育て支援法</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律</p> <p>子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p> <p>児童福祉法</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>本条例の施行後は、市内で対象事業を行うすべての事業者が遵守すべきものとなります。</p>
<p>対象となる政策等の原案</p>	<p>別添資料のとおり。</p>
<p>その他</p>	<p>・パブリックコメント後のスケジュール</p> <p>平成26年8月～12月(予定)</p> <p>パブリックコメント意見集約・反映・公表、市議会・各種審議会での審議、条例制定・改正</p> <p>平成27年4月1日(予定)</p> <p>条例施行</p>